

競争参加者の資格に関する公示

朝霞（６）施設最適化総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和６年５月２４日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長 二又 知彦

- １ 業務名 朝霞（６）施設最適化総合設計
- ２ 履行場所 東京都練馬区ほか
- ３ 業務内容 本業務は、以下に掲げる建築、土木及び設備総合設計業務を行うものである。

ア 陸上自衛隊朝霞駐屯地（東京都練馬区）

（ア）建替施設（建替後の施設）

厚生施設

構造：３階建て

規模：建物延べ面積 約 13,800 m²

ほか 58 棟

（イ）改修施設

庁舎

構造：地上５階／地下２階建て

規模：建物延べ面積 約 17,300 m²

ほか 81 棟

（ウ）解体施設

隊舎

構造：４階建て

規模：建物延べ面積 約 7,900 m²

ほか 57 棟

イ 陸上自衛隊朝霞訓練場（埼玉県朝霞市）

（ア）建替施設（建替後の施設）

射場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 10,400 m²

ほか 2 棟

（イ）改修施設

射場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 4,800 m²

ほか4棟

(ウ) 解体施設

射場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 11,300 m²

ほか4棟

ウ 陸上自衛隊朝霞高射教育訓練場（埼玉県朝霞市）

(ア) 建替施設（建替後の施設）

整備場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 100 m²

(イ) 改修施設

庁舎

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 970 m²

(ウ) 解体施設

整備場

構造：平屋建て

規模：建物延べ面積 約 140 m²

エ 交渉等技術資料作成業務 一式

なお、詳細については、仕様書による。また、ここに記載の内容が、仕様書と異なる場合には、仕様書を優先するものとする。

4 履行期間 契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 15 日まで

5 競争参加資格審査申請書の交付

- (1) 交付期間 令和 6 年 5 月 24 日から同年 7 月 16 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9 時から 18 時まで。ただし、最終日は 17 時まで。

(2) 交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

北関東防衛局総務部契約課

TEL 048-600-1800（内線 2819、2443 又は 2442）

FAX 048-600-1842

- (3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出

- (1) 提出期間 令和 6 年 5 月 24 日から同年 6 月 18 日までの行政機関の休日を除く

毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。最終日は正午まで。

(2) 提出場所 上記5(2)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に共同体協定書の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和6年6月18日以降、本業務に係る見積合わせの時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、特定通知日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 共同体としての資格

(1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件を満たす者の組合せとする。

ア 代表者は、防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」又は「土木業務」に係る「A」の格付を、代表者以外の構成員は「建築業務」、「土木業務」、「電気業務」、「機械業務」又は「通信業務」のいずれかで「B」以上の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ただし、共同体の代表者が「土木業務」の場合は、「建築業務」に係る「A」の格付を受けている構成員を含めることを必須とする。

イ 競争参加資格審査申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施(事)第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務は、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者の要件

共同体の代表者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 次に示す同種業務について、平成26年4月1日から公示日までに、元請けとして完了又は引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として完了した業務の実績を有すること。

(ア) 「建築業務」のAを有する者

- ・同種業務：構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積 8,200 m²以上(1棟当たり)の新設建築工事に係る建築設計業務

(イ) 「土木業務」のAを有する者

- ・同種業務：コンストラクション・マネジメント方式による業務及び建物附帯土木設計業務の両方

ただし、業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

イ 管理技術者を配置できること。

ウ 構成員において決定された者であること。

(4) 構成員の要件

ア 次に示す同種業務について、平成 26 年 4 月 1 日から公示日までに、元請けとして完了又は引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了した業務の実績を有すること。

(ア) 「建築業務」に係る格付を有する者

- ・同種業務：構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、新設建築工事に係る建築設計業務

(イ) 「土木業務」、「電気業務」、「機械業務」又は「通信業務」のいずれかの格付を有する者

- ・同種業務：建物附帯土木、電気、機械又は通信設計業務

ただし、いずれも業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

イ 分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。

- 8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む共同体も上記 6 により申請することができる。この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記 7 (1) アに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、本業務の特定通知日までに共同体としての資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が本業務の見積合わせまでに上記 7 (1) アに示す構成員の要件を得ていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から業務委託契約が完了するまでとする。ただし、本業務

の受注者以外の者であつては、本業務の委託契約が締結された日までとする。

1 1 その他

- (1) 共同体の名称は、「朝霞（6）施設最適化総合設計〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇共同体」とする。
- (2) 本業務に係る競争に参加するためには、特定通知日までに共同体としての資格の認定を受け、かつ、本業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。